

2.4.11 防災関連法令等による指定状況等

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

事業実施区域及びその周囲において、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 (昭和44年7月1日法律第57号、最終改正 平成17年7月6日法律第82号)第3条の規 定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図2.4-12に示す。

(2) 砂防指定地

事業実施区域及びその周囲において、「砂防法」(明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号、最終改正 平成 25 年 11 月 22 日法律第 76 号)に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として指定した砂防指定地はない。

(3) 地すべり防止区域

事業実施区域及びその周囲において、「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日法律第30号、最終改正 平成26年6月13日法律第69号)に基づき、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とした地すべり防止区域はない。

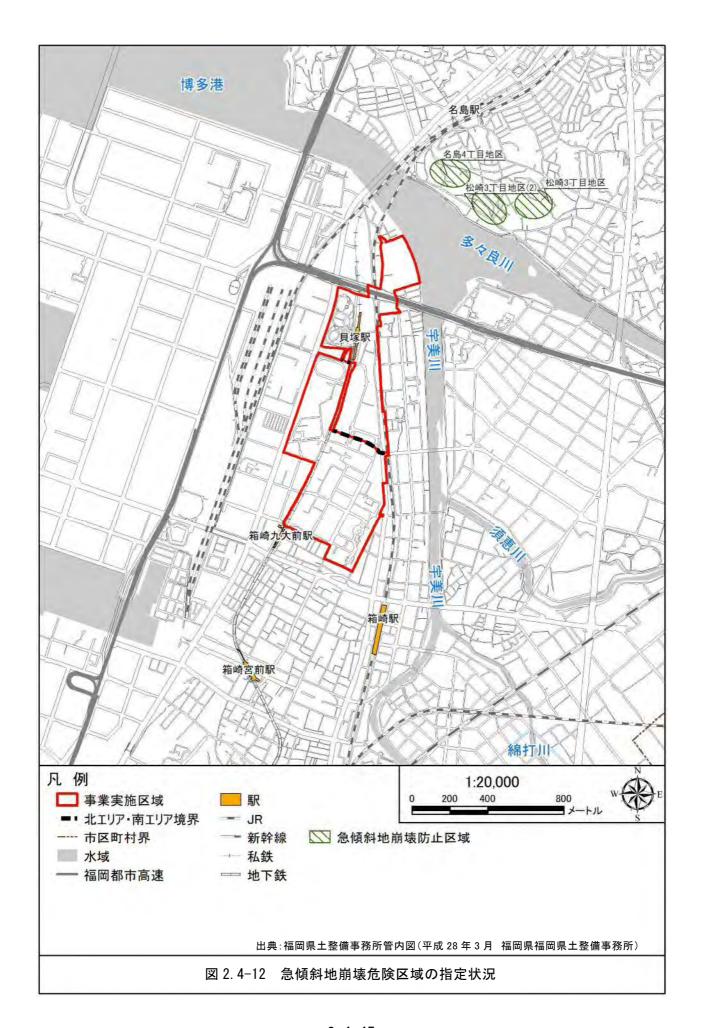
(4) 地震等による被害予想等

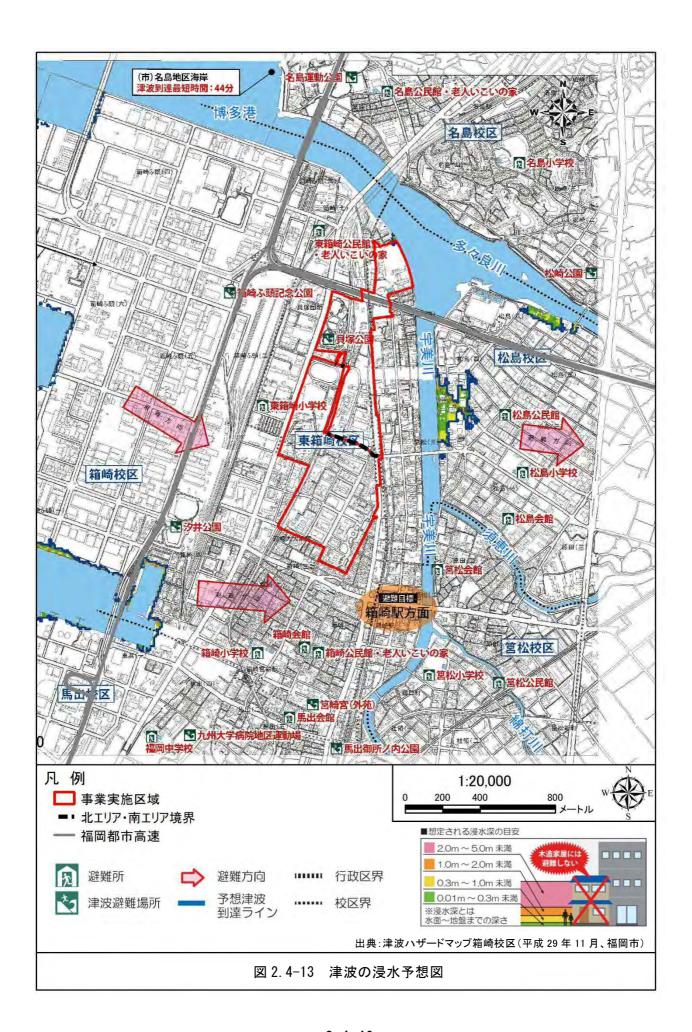
事業実施区域及びその周囲において、福岡県津波浸水想定の設定について(平成 28 年 2 月、福岡県 HP: http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tsunami.html)による津波浸水想定図(想定震源は F60(西山断層)と対馬海峡東の断層、2011 年、2012 年の潮位観測結果に基づく朔望平均満潮位をベースに設定した場合)を図 2.4-13 に示す。

なお、公表された津波浸水想定は、レベル2津波(最大クラスの津波)を対象としたものである。

(5) 降雨による被害予想等

事業実施区域及びその周囲において、水防法の改正(平成 27 年 5 月)に基づく「想定される最大規模の降雨」による洪水浸水想定区域図の公表(平成 30 年 4 月、福岡県)による洪水浸水想定区域図を図 2.4-14(1)~(2)に示す。多々良川の最大規模降雨による洪水では、事業実施区域の一部で地域が浸水した場合に想定される水深が 0.5m 未満となると想定されている。また、宇美川の最大規模降雨による洪水では、事業実施区域の全域で 0.5m 未満もしくは 0.5~3.0m 未満の水深になると想定されている。





2.4 - 46

